



大切な命を救うために、救命講習を受講しましょう。

平成26年中の市内における救急件数は81,734件(昨年比1,167件増加)で、1日平均24件の救急出動(市内全30救急隊)がありました。

事故種別で見ると、急病が全体の65%を占め、次いで一般負傷14%、交通事故11%の順となっています。

この中でも、特に救急隊の到着が急がれるのが、心臓や呼吸が止まってしまった状態

『京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例』が施行されました。

条例では、次のようなことを定めています。

- 必ず守っていただくこと
- 多数の犬猫を飼うときは、市(保健センター)に届け出る。
- 犬の散歩時は、ふんを回収できるものを持つ。
- 散歩時の犬のふんは、直ちに回収する(回収しないとき・3万円以下の過料の対象です)。

●野良猫などに餌を与えると、きは、適切に行い、周辺に悪影響を及ぼさない(周辺の住民の生活



き、適切に行い、周辺に悪影響を及ぼさない(周辺の住民の生活

態、すなわち心肺停止の現場です。

そして、このような現場では、救急隊の到着までの「空白の時間」に、そばにいる方による応急手当が実施できるかどうか、倒れた方の生命予後を大きく左右するのです。

東山消防署では、10名以上であれば日時や場所を調整した上で心肺蘇生法やAEDの使い方をマスターするための講習会(約3時間)を開催しています。

ぜひ、この機会に急患手当を身に付けてみませんか。

●救急・防災パネル展
日時 9月1日(火)～11日(金)
場所 区総合庁舎1階展示ホール

●第38回「東山自衛消防隊訓練大会」を開催
区内の事業所で組織される

環境に支障が生じているときは、警告、命令の対象です。(命令違反・5万円以下の過料の対象です)。

●取り組むよう、努めていただくこと

●動物を飼うとき、触れ合うときは、人に迷惑をかけないようにする。

●犬猫は、マイクロチップなどを付けて飼いが分かるようにする(マイクロチップの装着は、(公社)京都市獣医師会(☎693・9006)までお問い合わせください)。

●犬は、自宅で排せつさせる。猫は、屋内で飼う。

●多数の犬猫を飼われる方へ

●条例により、多数の犬猫を飼う場合には、市(保健センター)に届け出ることが必要となります。届出対象頭数は、次のいずれかです。

◆犬5頭以上 ◆猫10頭以上

いる、「自衛消防隊」の活動技術の検証及び向上を図るため、訓練大会を開催します。当日は消火器、屋内消火栓などの消火設備による放水訓練を実施します。多数のご来場をお待ちしております。



●第15回東山救急講習会
日時 9月9日(水) 午後2時～4時

●場所 区総合庁舎3階大会議室内
内容 弓場達也医師(京都第一赤十字病院)による講演「肺炎予防について(仮題)」のほか

上 ◆犬猫あわせて10頭以上 次の期日までに東山保健センターに届け出てください。

※第1・2種動物取扱業者等、一部の方は届出不要です。

届出対象頭数になった時点	届出期日
平成27年8月31日まで (条例施行(平成27年7月1日)前から届出対象頭数の犬猫を飼っている方を含む)	平成27年10月1日まで
平成27年9月1日以降	対象となった日から30日以内

問合せ 区衛生課(☎561・9176)

京都市の福祉医療制度のお知らせ

京都市では、市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に福祉医療制度を実施しています。福祉医療制度の適用を受けるには申請が必要です。申請には保険証、印かんをお持ち

ください。制度により身体障害者手帳、戸籍謄本などが必要となります。※入院時の食事代及び居住費などは支給の対象となりません。

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金
ひとり親家庭等医療(申請日から)	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ①生計を一にする父又は母のない18歳到達後最初の3月31日までにいる児童 ②①の児童と生計を一にする母又は父 ③両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	健康保険の自己負担額	なし
重度心身障害者医療(申請月の初日から)	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ①1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方 ②知能指数(IQ)が35以下である方 ③3級の身体障害者手帳を持ち、知能指数(IQ)が50以下である方 ※重度障害老人健康管理費は、後期高齢者医療制度の資格がある方が対象です。	・重度心身障害者医療は、健康保険の自己負担額 ・重度障害老人健康管理費は、後期高齢者医療の自己負担相当額	なし
老人医療(申請月の初日から)	65歳以上70歳未満(※1)で、次の①又は②の方。ただし、昭和25年8月2日以降にお生まれの方は①の世帯に限ります。(※2) ①所得税が課税されていない世帯(一部例外あり) ②所得が基準額以下で、(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方(所得制限あり) (ア) 寝たきり (イ) 一人暮らし (ウ) 同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満又は一定の障害がある方の世帯 (※1)平成26年度に実施していた70歳に到達された方を対象とする「臨時的な激変緩和措置」は平成26年度末をもって終了しました。 (※2)平成27年8月から対象要件が変更となり、昭和25年8月2日以降にお生まれの方は上記の①のみとなります。	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額	2割※ (一定以上所得者の方は3割) ※平成27年4月診療分から健康保険の自己負担分3割を2割に軽減する制度になりました。(平成27年3月診療分までは健康保険の自己負担分3割を1割に軽減)

お問い合わせ ひとり親家庭等医療、老人医療、重度心身障害者医療 区福祉介護課福祉医療担当(電話561-9181、9182)
重度障害老人健康管理費 区保険年金課保険給付・年金担当(電話561-9199)

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金
子ども医療	0歳から小学校6年生までの方 ※12歳到達後、最初の3月31日までにいる方(所得制限なし) 平成27年9月から、支給対象を中学3年生まで拡大します!	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額	〈入院〉 0歳から小学校6年生まで1ヵ月1医療機関につき200円 〈通院〉 ①0歳から3歳未満1ヵ月1医療機関につき200円 ②3歳以上小学校6年生まで1ヵ月3,000円(注)

(注)医療機関等での窓口負担は1ヵ月1医療機関3,000円までとなっておりますが、複数医療機関を受診するなど1ヵ月の自己負担額合計が3,000円を超えた場合、超えた額を申請により払い戻します。

お問い合わせ 市地域福祉課・児童家庭課合同分室(電話251-1123)
京都市中京区丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

か、AEDの使用方法など定員100名(事前申込は不要) 主催者等 東山消防署、東山医師会 ※消防・救急に関するお問い合わせ・ご質問などは、東山消防署(☎541・0191)へ



紙面の掲載内容に関するクイズを出題します。正解者の中から抽選でトライフィカ京カード千円分をプレゼント!
【今月のクイズ】
「秀吉ゆかりの寺社をめぐる」をテーマに開催するイベント。豊国神社、圓徳院、妙法院をめぐる予定です。
「東山区民ふれあい○○○会」
応募方法 ①お名前②年齢③ご住所④電話番号⑤クイズの回答⑥本紙への感想をご記入いただき、ハガキまたはメールにて受付。
応募先 「ハガキの場合」

「ハガキの場合」 応募先 〇.jpまで
応募締切 9月14日(月)まで
(ハガキの場合は当日消印有効)

平成27年度 東山区民バレーボール大会

去る7月5日、東山地域体育館にて東山区民バレーボール大会が開催されました。大会には11チーム、11人が参加され、熱戦が繰り広げられました。

数々の好プレーが飛び出すなか、並み居る強豪を制し、見事、4試合を勝ち抜いた修道体育振興会チームが優勝しました。



優勝した修道体振チーム

- 優勝 修道体振チーム
- 準優勝 清水体振チーム
- 第3位 六原体振チーム
- 第3位 今熊野体振Aチーム

区内の主な催し

- 8月 ◆清水寺宵まいり 14日(金) 16日(日) (清水寺)
- ◆東大谷万灯会、お盆法要 14日(金) 16日(日) (大谷相廟、東大谷墓地)